

平成19年(不)第27号 緊急命令申立事件 (基本事件・平成19年(不)第102号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件)

決 定

東京都港区芝公園1丁目5番32号

申 立 人	中 央 労 働 委 員 会
代 表 者 会 長	菅 野 和 夫
指 定 代 理 人	林 紀 子
同	下 村 直 樹
同	唄 繁 樹
同	松 下 修 一 郎

東京都千代田区麹が関1丁目3番2号

被 申 立 人	日 本 郵 政 公 社
代 表 者 総 裁	西 川 善 文
訴 訟 代 理 人 弁 護 士	大 田 黒 昔 生
訴 訟 代 理 人	菱 田 義 久
同	鈴 木 日 出 男
同	根 本 智 博
同	小 美 野 紀 之
同	八 木 裕 昭
同	榎 本 晃 司
同	森 安 勝 利
同	佐 藤 正 樹

主 文

被申立人は、被申立人を控訴人（原告）、申立人を被控訴人（被告）とする当庁平成19年(不)第102号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件の第1審判決の確定に至るまで、申立人が平成10年(不)第5号事件に

東京高等裁判所

ついて発した平成16年11月4日付け命令の主文第1項に従い、郵政産業労働組合小石川支部及び同石神井支部に対して、それぞれ小石川郵便局及び石神井郵便局の施設内に組合事務室の使用を承認し、また、組合事務室の使用を承認するに当たっては、場所、広さ等の具体的条件について、郵政産業労働組合小石川支部及び同石神井支部と誠意をもって速やかに協議し、合理的な取決めをしなければならない。

理 由

1. 申立ての趣旨及び理由

別紙緊急命令申立書（写し）記載のとおりである。

2. 救済命令の適法性について

申立人が、平成10年（不）第5号事件について平成16年11月4日付けで発した救済命令（以下「本件救済命令」という。）は、現時点において、その適法性を否定すべき事情を認めることはできない。

3. 緊急命令の必要性について

- (1) 本件申立ての趣旨は、申立人の被申立人に対する、当庁平成19年(管)第102号事件参加人郵政産業労働組合小石川支部（以下「小石川支部」という。）及び同石神井支部（以下「石神井支部」という。）に対して、それぞれ小石川郵便局及び石神井郵便局の施設内に組合事務室の使用を承認し、また、組合事務室の使用を承認するに当たっては、場所、広さ等の具体的条件について、小石川支部及び石神井支部と誠意をもって速やかに協議し、合理的な取決めをしなければならない旨の本件救済命令主文第1項の履行を求めるものである。

本件記録によれば、被申立人は、本件救済命令が発せられた後、平成16年12月21日、本件救済命令の取消しを求める訴えを東京地方裁判所に提起したが（東京地方裁判所平成16年（行ウ）第534号）、平成19年3月1日、被申立人の請求を棄却する旨の判決が言い渡されたこと、そこで、被申立人が、同月14日、上記判決を不服として控訴を申し立てたため、上記事件の控訴事

東京高等裁判所

件として、当庁平成19年(国)第102号事件が係属していることが認められる。

(2) 本件記録によれば、被申立人は、現在に至るまで、本件救済命令主文第1項の内容をいまだ履行せず、それにより、小石川支部及び石神井支部は、重大な不利益を受けていること、被申立人においては、郵政公社の民営・分社化を控え、局會の配置等が急務となっており、本件救済命令主文第1項にいう協議を遅らせる合理性がないことが認められるから、現時点において、本件救済命令第1項について、緊急命令の必要性があるというべきである。

被申立人は、本件における緊急命令の必要性がないとして繰々主張しているが、本件において緊急命令の必要性があるというべきであることは、前記のとおりである。したがって、被申立人の上記主張は、採用することができない。

4 結論

以上によれば、申立人の本件申立ては、理由があるから、本件救済命令主文第1項について緊急命令を発することとし、主文のとおり決定する。

平成19年8月1日

東京高等裁判所第11民事部

裁判長 裁判官 富 越 和 厚

裁判官 岩 井 伸 晃

裁判官 横 田 典 子

東京高等裁判所